

青年研究人員暑期赴日參訪考察計畫 (Summer Visiting)

行政院國家科學委員會與財團法人日本交流協會合作選送台日青年研究人員
暑期赴日參訪考察計畫(Summer Visiting Program)說明

一、為加強台日學術科技交流與合作，並擴大青年研究人員學術研究視野，行政院國家科學委員會(以下簡稱本會)與日本交流協會自 2003 年起，雙方各選送 15-20 名青年研究人員赴對方國家研究機構進行暑期參訪考察，以進行雙方合作研究。

二、申請人(成員)資格：

申請人應符合下列資格條件，其資格條件以申請截止日期為採認之基準：

- (一) 戶籍設於國內之中華民國國民。
- (二) 以半導體、資訊科技、生命科學、防救災、環保及能源、奈米及材料、醫療照護器具之開發、都市工學等領域為限。
- (三) 現於國內公私立大專院校(以下簡稱推薦機構)任職之專任助理教授級以上人員(主要申請人)及就讀之博士班研究生，並須具下列條件：
 1. 主要申請人年齡在五十歲以下、博士生年齡在四十歲以下者。
 2. 博士生須未休學且可於取得博士學位前，完成出國參訪研究者。
 3. 未曾接受本會補助出國研究進修或本項參訪計畫補助者。
 4. 申請人需組成三至四人參訪團隊，自行聯繫赴日參訪考察單位及住宿，並已取得日本參訪單位邀訪同意者。

三、申請程序：

(一) 申請文件：申請時應備齊下列文件一式三份送推薦機關彙整。

1. 本會補助青年研究人員暑期赴日短期參訪考察(Summer Visiting Program)申請書(一)或(二)。
 2. 博士生須出具大學及研究所在學成績單。
 3. 所有成員近五年內已發表之學術性著作(每人不超過三篇)。
 4. 日本參訪考察詳細行程安排，均須附上日本參訪機構同意函(參訪單位性質須為研究機構)。
 5. 由助理教授級以上人員一人擔任主要申請人，並加入博士班研究生二至三名共同組成參訪團隊，成員須為同一學校並屬相同專長領域。
- 申請人逕向本會申請、文件不齊或不符合規定者，不予受理。

(二) 推薦機構：

推薦機構應審核申請團隊之資格條件是否符合規定，檢查所送申請文件是否齊備，並將確認資料函送本會申請。

四、申請期限：

九十八年十二月十日至九十九年三月一日受理申請。

五、審查及核定日期：

(一) 審查方式：

由專家學者進行資格及學術審查。

(二) 審查重點：

申請團隊成員之在學成績、學術表現、日本參訪機構之適切性及重要性、日後建立合作研究之發展潛力。

(三) 核定補助名單公告日期：於九十九年四月三十日前公告。

六、補助研究期間：

補助研究期間，以七天為限，訪問期間為每年七月至九月。

七、補助費用：

(一) 本會補助：

赴日本最直接行程經濟艙往返機票費，每人以新台幣二萬元為上限(本項費用由受補助人先墊款購買，於返國辦理報銷後歸墊)。

(二) 日方補助：

1. 赴日生活費每人每日一萬四千日圓。

2. 在日本參訪期間海外保險費、日本國內研究旅費及出國雜費。

(日方補助費用將由受補助人員於赴日本前一週內攜帶機票及護照，親自向日本交流協會台北事務所洽領)

八、應注意事項：

(一) 申請團隊須特別留意日本研究機構同意函之核發時效，因日本不同機構核給程序及所需時間不同，務請儘早聯繫辦理。

(二) 對於受補助團隊自核定補助之日起，包括在日本參訪期間、辦理經費報銷結算及報告繳交，所涉及之權利義務，推薦機構應負督導責任。

(三) 受補助團隊應於核定通過後，同年七月一日至九月三十日之期限內，辦妥手續前往日本，逾期視同放棄。經本會核定補助之團隊非經本會及日本交流協會同意，不得任意變更參訪考察行程，提前終止或延後參訪期限。未經事前同意即自行變更訪考察內容，概不予補助任何費用；已領之費用將予追繳。

(四) 在日本參訪活動結束返國後，受補助團隊應於返國後二個月內檢附機票

票根正本、登機證存根及旅行社代收轉付收據，連同團隊成員每人赴日參訪考察心得中文報告一式三份(另須繳送英文報告一式二份，中文報告一式二份，請直接寄至日本交流協會台北事務所經濟室)，裝訂成冊，經推薦機構首長、有關人員及會計人員等審核蓋章，函送本會辦理補助費用報銷。

九、聯繫方式：

國科會國際合作處 鄭小姐

TEL:02-27377472 **E-mail:**hccheng1@nsc.gov.tw

財團法人日本交流協會東京本部技術交流部 角田徑子(Tsunoda, Michiko)小姐
東京都港區六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7F

TEL:03-(5573)2600 (內線 22) **FAX:**03-(5573)2601

日本交流協會 (Interchange Association, Japan) <http://www.koryu.or.jp>

財團法人日本交流協會台北事務所 簡小姐

TEL:02-27138000ext2712 **E-mail:** gracechien@mail.japan-taipei.org.tw

青年研究員夏期日本短期参観訪問計画 (Summer Visiting)

行政院国家科学委員会と財団法人日本交流協会の共同推進による 台日青年研究員の夏期日本訪問研修計画(Summer Visiting) (Summer Visiting Program)に関する説明

- 1、本計画は、台日間における学術・科学技術分野の交流と協力を強化し、青年研究員の学術研究における視野を広げるために、行政院国家科学委員会（以下、本委員会）と日本交流協会が2003年より実施を始めたプログラムであり、台日双方がそれぞれ15～20名の青年研究員を選出し、相手国に出向させ、夏期における参観・訪問・考察を通し、台日共同研究を押し進めていくことをそのねらいとする。
- 2、申請人（メンバー）の資格について：
申請人は下記の資格・条件を満たさなければならず、申請締切日におけるその資格条件の状況が審査の対象となる。
 - (1) 台湾国内に戸籍を置く中華民国国民であること。
 - (2) 研究分野は半導体、生命科学・防救災・環境保護及びエネルギー・ナノテクノロジー及び材料・医療介護器具の開発・都市工学等に限る。
 - (3) 国内の国公立大学(以下、推薦機関)に在職している常任助教授級以上の者（主要申請人）及びそこに在籍している博士課程の学生で、下記の条件を満たしている者。
 1. 主要申請人の年齢が五十歳以下、博士課程の学生の年齢が四十歳以下の者。
 2. 博士課程の学生は休学しておらず、博士学位取得までに、出国参観訪問を終えることができる者。
 3. 本委員会の補助により出国して研究活動を行ったことがない者、あるいは本参観訪問計画による補助を受けたことのない者。
 4. 申請人は自ら3～4人の訪問団を結成し、日本の訪問先機関や宿泊先に連絡を取り、その招待や同意を全て取り付け済みであること。
- 3、申請手順：
 - (1) 申請書類：申請人は下記の書類を一式三部ずつ取り揃え、推薦機関に提出すること。
 1. 本委員会指定の青年研究員夏期短期訪日参観訪問考察計画 (Summer Visiting Program) 申請書（一）又は（二）。
 2. 博士課程の学生は大学及び大学院在学中の成績表。
 3. 全員分の最近5年以内に発表した学術性著作（一人につき3本を越えないこと）。
 4. 日本参観訪問考察の詳細日程、これに必ず訪問機関の同意書を添付す

ること（参観訪問先は研究機関に限る）。

5. 助教授級以上の者が主要申請人となり、2～3名の博士課程の学生を加え、訪問団を結成する。メンバーは同じ推薦機関に所属し、同一の専門分野を専攻していなければならない。

尚、本委員会に申請を行う申請人で、書類が揃っていない者、又は規定に符合していない者については、受理し兼ねる。

(2) 推薦機関：

推薦機関は申請グループの資格・条件を審査し、書類不備の有無を確認の上、関連資料を本委員会宛てに郵送すること。

4、申請期間：

2009年12月10日から2010年03月01日まで。

5、審査及び結果発表日：

(1) 審査方式：

専門家・学者による資格及び学術の審査を行う。

(2) 審査のポイント：

申請団体メンバーの在学成績表・学術上のパフォーマンス・日本の訪問先機関の適性及び重要性・将来の共同研究に結びつくような潜在的発展性。

(3) 結果発表： 2010年4月30日前に発表。

6、研究補助期間：

研究補助期間は最長7日間を上限とし、訪問時期は毎年7月から9月までとする。

7、補助費：

(1) 本委員会による補助：

日本行き直行便エコノミークラスの往復航空券について、一人当たり台湾元2万円を上限とする。（本補助費については、補助を受ける人員が先に航空券を自費購入し、帰国後にその精算を行って費用を返却することとする）

(2) 日本側からの補助：

① 日本における生活費、1日あたり日本円1万4千円。

② 日本滞在期間中の海外保険費、日本国内研究旅費及び出国雑費。

（日本側から出る補助費の支給は、補助を受ける人員自らが渡日前一週間内に、航空チケットとパスポートを持参して日本交流協会台北事務所に出向き、支給を受けること）

8、注意事項：

- (1) 申請人は日本の研究機関による同意書の交付期限に特に留意しなければならない。日本では各機関により交付手順や交付までの所要期間が異なるため、できるだけ早めに連絡を取って手続きに取り掛かること。
- (2) 補助を受ける者については、結果発表日より発生した権利義務（在日研究期間、経費の清算、報告書の提出等を含む）につき、推薦機関がその指導責任を負わなければならない。
- (3) 補助を受ける者は認可された後、同年7月1日から9月30日までの間に日本の訪問先機関に出向き、関連手続きを行うこと。期限に遅れた場合には、当該補助を放棄したものとみなす。なお、本委員会の補助を受ける者は、本委員会及び日本交流協会の同意を得ない限り、訪問機関の変更や訪問期間の短縮・延長を行ってはいけない。事前に同意を得ず、勝手に訪問内容の変更等を行った場合には、いかなる費用の補助も一切受けられないこととし、すでに受領済みの費用についても返済を求めることとする。
- (4) 補助を受け、在日訪問期間を終了した者は、帰国後2ヶ月内に、航空券控えの原本、搭乗券控え及び旅行代理店の領収書を添付し、団体メンバー各人の渡日参観訪問考察感想レポートをそれぞれ一式三部ずつ取り揃えて製本し（これとは別に、英文報告書一式二部、中国語報告書一式二部を、日本交流協会台北事務所経済室まで直接郵送すること）、推薦機関の長や関係者及び会計係の審査を経て押印を受けたこれらを本委員会宛てに郵送し、補助費の清算を受けること。

9、連絡方法：

国家科学委員会国際合作処 鄭（女性） TEL:02-27377472
E-mail:hccheng1@nsc.gov.tw

財団法人日本交流協会東京本部 技術交流部 角田径子(Tsunoda, Michiko)
東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7F
TEL:03-(5573)2600 (内線 22) FAX:03-(5573)2601
日本交流協会(Interchange Association, Japan) <http://www.koryu.or.jp>

財団法人日本交流協会台北事務所 簡（女性） TEL:02-27138000ext2712
E-mail:gracechien@mail.japan-taipei.org.tw